

立川市公契約条例 運用の手引き



令和8年4月1日版

目次

1 公契約条例制定の背景と経緯.....	1
2 条例の目的と基本方針.....	2
3 用語の定義.....	3
4 特定公契約の適用範囲.....	4
5 市の責務、受注者の責務.....	5
6 特定労働者等の申出.....	5
7 不利益取扱いの禁止.....	6
8 特定公契約に係る労働条件の遵守.....	6
9 特定公契約に係る請負条件等.....	6
10 継続雇用.....	6
11 特定受注者の連帯責任.....	6
12 労働条件の市長への報告.....	7
13 特定労働者等への周知.....	8
14 報告の請求等及び立入調査.....	9
15 是正措置.....	9
16 特定公契約の解除等.....	9
17 公表.....	10
18 損害賠償、違約金等.....	10
19 特定労働者等の労働報酬の定め方.....	11
20 適用労働者の範囲.....	12
21 労働報酬下限額の定め方.....	12
22 算定対象の賃金等.....	14
23 公契約審議会.....	15
24 その他.....	15

資料集

資料 1 特定公契約条例の適用となる契約案件の流れ（工事、業務委託、指定管理協定）.....	16
資料 2 特定公契約条例の適用となる契約案件の流れ（申出、報告、是正等）.....	18
資料 3 特定労働者等の労働条件に関する事項の報告書（工事）.....	19
資料 4 特定労働者等の労働条件に関する事項の報告書（業務委託・指定管理協定）.....	21
資料 5 令和8年度労働報酬下限額一覧.....	23

1 公契約条例制定の背景と経緯

これまでの立川市の公共調達の実施として、「立川市公共調達基本方針」（平成16年10月1日施行）では平等な競争機会の確保を図るとともに厳正にして公平に行うものとし、全ての関係法令を遵守し、市にとって最も価値の高い公共調達を実現することとしていました。この方針のもと契約制度の改革と運用を進め「立川市条件付き一般競争入札実施要綱」「立川市競争入札予定価格等事前公表実施要綱」「立川市変動型最低制限価格制度試行実施要綱」などを整備し、透明性・公平性を確保した公共調達を行ってきました。

また、労働者の労働環境や労働条件の保障に関する取組として、工事については施工管理及び安全管理を監督又は検査し、労働者の労働環境等について法令遵守の確認を行ってまいりました。委託については「立川市委託契約に関する低入札価格調査実施要綱」や「委託契約における労働環境確認の実施について」などの制度によりダンピングなどの防止に対応し、指定管理についてはモニタリング評価により確認を行ってきました。

しかしながら、市の発注業務の品質の確保とその請負う労働者等の労働環境の確保が望まれてきました。このような流れの中、物価や資材の高騰と賃金の上昇を踏まえ、国においても令和6年6月に担い手三法[※]の改正を行い適正な賃金を確保するようチェックする取り組みを始めることとなっています。

そこで市では、市の公契約の取組及び履行に係る基本的な方針等を定め、公契約に係る業務に従事する労働者等の適正な労働条件を確保すること、またそれにより市の業務の品質の確保と担い手の確保、及び市内の地域活性化につなげる良い循環を生み出すことを目指し「立川市公契約条例」を制定することとしました。

令和6年度より事業者団体関係者と労働者団体関係者、学識経験者で構成する「立川市公契約条例検討委員会」を設置し、条例の素案をまとめるとともに、令和6年10月に実施した事業者や労働団体へのアンケート及びヒアリング、令和7年4月に実施したパブリックコメント等の結果を踏まえ、令和7年第3回立川市議会定例会で立川市公契約条例が可決され、令和8年4月1日に施行の運びとなりました。

※担い手三法

- 建設業法
- 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律
- 公共工事の品質確保の促進に関する法律

2 条例の目的と基本方針

【条例の目的】

この条例は、立川市（以下「市」という。）における公契約に関し、基本的な方針並びに市及び事業者等※¹の責務その他必要な事項を定めることにより、適正な入札、契約等※²の実施並びに労働者等※³の適正な労働環境※⁴の整備、事業者等の発展並びに公共工事及び公共サービスの品質の確保を図り、もって地域経済の活性化及び公共的・社会的利益につながることを目的としています。

目的の説明

立川市公共調達基本方針を取り込み、新たに公契約条例を制定することで、市と事業者が対等な立場で公契約の適正化に取り組みます。公契約において適正な入札、契約等を実施するとともに、事業者の発展とそこで働く労働者等の適切な労働環境を整備します。事業者側の健全経営が無ければ労働環境の整備が出来ず、適正な支払いにつながらないと考え、事業者の発展を図ります。公契約を適正に履行することで、公共工事や公共サービスの品質の確保を図ります。公契約の適正な履行は、市内事業者の受注確保等による地域経済の活性化や市民サービスの向上による公共的利​​益あるいは社会全体の利益につながります。

【条例の基本方針】

- (1) 公契約に係る手続の透明性を確保し、公正な競争を促進すること。
- (2) 談合その他の不正行為を排除すること。
- (3) 市と受注者との対等な関係に基づき、公契約に係る制度を適正に運用すること。
- (4) 受注者において、労働者等に係る適正な労働条件を確保させること。
- (5) 公契約の適正な履行及び品質を確保すること。
- (6) 市内の事業者が公契約を受注する機会を確保するよう努めること。

基本方針の説明

立川市公共調達基本方針と同様に、「公平公正な競争」を重視します。談合等の不正行為は断固排除します。地方自治法には「一定のコストに対して最も価値の高いものを調達する」とあり、これに基づき事業を進めます。市と受注者は対等な関係として公契約の適正な履行を確保し、事業の品質を確保します。公契約に係る業務に従事する労働者の適正な労働条件の確保を目指し、労働者の労働環境の安定の確立に努めます。適正な競争を保ちつつ市内事業者の優先発注に努めるとともに、特定受注者が市内事業者を特定受注関係者とするよう促します。

下線の用語の説明

※¹ 「事業者等」は法人、個人、営利団体、非営利団体、国又は地方公共団体を含みます。

※² 「契約等」は見積、仕様、検査を含みます。

※³ 「労働者等」は一人親方や再委託者を含みます。

※⁴ 「労働環境」には労働報酬だけでなく、労働災害の防止や退職金制度への加入等も含まれます。

3 用語の定義

項 目	内 容
(1) 公契約	市が締結する工事、製造その他の請負契約、業務委託契約、売買契約その他の契約及び指定管理協定で、市がその目的たる給付に対する対価の支払をすべきもの
(2) 受注者	市と公契約を締結する者
(3) 特定公契約	市が契約する公契約のうち、契約方法に関わらず、規則で定める事項に該当するもの
(4) 特定受注者	市と特定公契約を締結する者
(5) 特定受注関係者	<ul style="list-style-type: none"> ・市ではない者から特定公契約に関わる業務の一部を請け負い、又は受注する者 ・労働者派遣事業として、特定受注者又は上記に掲げる者に労働者を派遣する者
(6) 特定労働者等	<ul style="list-style-type: none"> ・特定受注者又は特定受注関係者に雇用され、専ら特定公契約に係る業務に従事する労働者（同居の親族のみを使用する事業又は事務所に使用される者、家事使用人は該当しない。） ・労働者を派遣する者が雇用する派遣労働者であって、専ら特定公契約に係る業務に従事するもの ・自らの労務の対価を得るため、市ではない者から特定公契約に係る業務の一部を請け負い、又は受託する者（いわゆる一人親方）
(7) 労働報酬	<p>特定公契約に係る労務の対価であって、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・労働者又は派遣労働者がその雇用する者から得られる賃金 ・自らの労務の対価を得るため、市ではない者から特定公契約に係る業務の一部を請け負い、又は受託する者が当該請負契約又は業務委託契約により得る収入 <p>※ 「労働報酬」は、報酬を算定するための福利厚生費などの費用を含みます。</p>

公契約条例における「特定」とは、

- ・一定規模以上の公契約のうち、市が定める下限額を上回る賃金の支払いなどの規定が適用さ

れる公契約を「特定公契約」と称しています。

- 「特定公契約」の受注者、下請業者等の受注関係者、その業務に従事する労働者等については、「特定受注者」「特定受注関係者」「特定労働者等」と称しています。

4 特定公契約の適用範囲（規則第3条関係）

1 工事

予定価格が1.5億円以上の工事又は製造の請負契約

2 委託

予定価格が1千万円以上の工事及び製造以外の請負契約並びに業務委託契約のうち、次に掲げるもの

- ア 立川市放課後子ども教室くるプレ
- イ 学校の用務業務
- ウ 建物清掃業務
- エ 警備業務（機械警備業務を除く。）及び施設の受付業務
- オ 一般廃棄物（家庭ごみに限る。）の収集運搬業務
- カ 街路樹等の維持管理業務

3 指定管理協定

指定管理協定のうち、規則の別表に掲げる施設

4 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律による事業

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（いわゆるPFI法）に基づく契約のうち、**2 委託**と同様の業務を対象とします。

- * 予定価格は、税込み（消費税及び地方消費税相当額）の金額です。
- * 契約方法（一般競争入札、随意契約）は関係ありません。
- * 適用となる案件については、その旨を入札等の告示、参加通知書、見積依頼書、プロポーザル実施要領、指定管理者の候補者の公募に係る告示等に記載し、事業者に通知します。事業者は、公契約条例が適用される案件であることを承知した上で参加することになります。

- * 公契約条例の適用対象となる契約等を締結した特定受注者は、当該公契約等に係る業務の一部を下請、再委託等により特定受注関係者に請け負わせる場合には、公契約条例が適用される契約であり、特定受注関係者にも規定が適用される旨を周知する必要があります。

特に特定労働者等に支払う報酬が労働報酬下限額を下回ってはならないこと、仮に下回った場合は、特定受注者に差額分を支払う義務が生ずること等について、特定受注関係者に周知、説明し、十分な理解を得る必要があります。

5 市の責務、受注者の責務

市の責務

市は、入札・契約制度における公平性・公正性・透明性・競争性の確保、適正な価格による公契約の推進等の取組を実施します。

受注者の責務

受注者は、社会的な責任を自覚し、及び法令を遵守するとともに、労働者等に係る適正な労働条件の確保その他労働環境の整備に努めるものとします。

受注者は、公契約に係る業務の一部を他の者に請け負わせ、又は委託しようとするときは、市内の事業者が当該公契約に係る業務の一部を請け負い、又は受託する機会を確保するよう努めるものとします。

6 特定労働者等の申出

特定公契約に従事する特定労働者等は、支払われるべき労働報酬が支払われていない場合又は支払われた当該労働報酬が市の定めた労働報酬下限額を下回る場合、市長又は特定受注者若しくは特定受注関係者に申し出ることができます。

7 不利益取扱いの禁止

特定受注者及び特定受注関係者は、特定公契約に従事する特定労働者等からの申出に対し、誠実に対応するとともに当該申出を理由として、解雇、請負契約の解除その他の不利益な取扱いをしてはなりません。

8 特定公契約に係る労働条件の遵守

特定受注者は、特定労働者等に係る労働条件について、関係法令の規定を遵守しなければなりません。

9 特定公契約に係る請負条件等

特定受注者が下請負契約や再委託においても特定公契約に係る関係法令の遵守について引き継がなければなりません。あらかじめ相手方に対して特定公契約であることを周知、説明してください。

10 継続雇用

特定受注者は、継続性のある業務に関する特定公契約を締結するときは、入札等により特定受注者が変わった場合においても、従前の業務に従事する者の雇用の安定並びに業務の品質の維持及び継続性の確保に配慮し、特別の理由がない限り、特定公契約の締結前から従事していた者のうち希望するものを雇用するよう努めてください。

11 特定受注者の連帯責任

特定受注者は、特定受注関係者が特定労働者等に対して労働報酬を支払わないとき又は支払った労働報酬の額が労働報酬下限額を下回るときは、特定労働者等に対し、特定受注関係者と連帯して、当該労働報酬に相当する額又はその差額に相当する額を支払わなければなりません。

12 労働条件の市長への報告

特定受注者は、次に掲げる事項を市長が指定する日までに市長に報告しなければなりません。報告は「特定労働者等の労働条件等に関する事項の報告書（資料3・資料4）」を使用してください。

【労働条件の報告事項】

- (1) 特定労働者等に係る雇用契約の締結の状況
- (2) 特定労働者等に対する労働報酬の支払の状況
- (3) 特定労働者等の労働時間の管理の状況
- (4) 特定労働者等の労働報酬下限額
- (5) 条例に定める事項の遵守の状況
- (6) 市長が必要を認める事項

【工事及び製造の請負契約の報告時期】

区分	提出回数	対象期間	報告時期	提出先
単年度 契約	1回目	履行期限の中間日 が属する月末まで	対象期間が属する月の翌々月の 10日までに提出	工事 担当課
	2回目	履行期限の2か月 前の日が属する月 末まで	工事完了届と同時に提出	
	最終	履行期限日まで	対象期間が属する月の翌々月の 10日までに提出	
複数年度 契約	1回目	履行期限の中間日 が属する月末まで	対象期間が属する月の翌々月の 10日までに提出	
	〇回目	年度内に1回を基 本とし、3月末日 まで	5月10日までに提出	
	〇回目	履行期限の2か月 前の日が属する月 末まで	工事完了届と同時に提出	
	最終	履行期限日まで	対象期間が属する月の翌々月の 10日までに提出	

※各報告時には、対象期間までの施工体系図を添付してください。

※複数年度契約の場合においては、年度につき1回の報告を基本とし、3月末日までの報告を原則5月10日までに報告してください。

※複数年度契約の場合において、1回目（履行期限の中間日）の報告時期及び〇回目（履行期限の2か月前の日が属する月末）の報告時期が、年度末の報告時期と近接（概ね3か月程度）している場合、年度末の報告を省略することができます。

※報告時期は上記を原則とし、やむを得ない理由により報告が困難な場合は案件ごとに協議して決定してください。

【工事又は製造以外の請負契約並びに業務委託契約及び指定管理協定の報告時期】

区分	提出回数	対象期間	報告時期	提出先
単年度 及び 複数年度 契約	1回目	4月分から 9月分	11月10日までに提出	発注 担当課
	2回目	10月分から 翌年3月分	翌年5月10日までに提出	

※工事又は製造以外の請負契約並びに業務委託及び指定管理協定は、一年度につき2回の報告としてください。

※複数年度契約等において履行期限が年度末ではなく年度途中の場合は、履行期限が属する月の翌々月の10日までを報告時期としてください。

※主要な業務を除く一部についての再委託がある場合は、一部再委託申請の承諾書の写しを添付してください。

※報告時期は上記を原則とし、やむを得ない理由により報告が困難な場合は案件ごとに協議して決定してください。

13 特定労働者等への周知

労働者は、労働報酬下限額の適用を受ける労働であることが知らされない限り、申出をすることができないため、特定受注者は、次に掲げる事項を作業所等の見やすい箇所に掲示し、又は備え付け、及び特定労働者等に対し、当該事項を記載した書面を交付するようにしてください。

【特定労働者に周知する事項】

- ア 公契約条例が適用される特定労働者等の範囲
- イ 労働報酬下限額
- ウ 特定受注者の連帯責任
- エ 特定労働者等が申出をする場合の連絡先
- オ 申出をしたことを理由として、解雇、請負契約の解除その他不利益な取扱いをしてはならないこと。

14 報告の請求等及び立入調査への対応

市長は、特定労働者等から申出があったとき、又は公契約条例に定める事項の遵守の状況を確認するため必要があると認めるときは、特定受注者若しくは特定受注関係者に対し必要な報告若しくは資料の提出を求め、事務所等への立入調査、書類その他の物件の調査、若しくは関係者に質問させることができます。調査の対象が特定受注関係者等となる場合もありますので、下請負契約や一部再委託等を締結する際には、市が調査等を行うことについて十分に説明してください。

※立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示します。

※特定受注者及び特定受注関係者は、報告及び資料の提出の求め、立入調査、並びに関係者への質問に協力しなければなりません。

15 是正措置

市長は、報告及び資料の提出並びに立入調査の結果、特定受注者及び特定受注関係者がこの条例の規定に違反していると認めるときは、特定受注者に対して速やかに当該違反を是正するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができます。

特定受注者は、措置命令があったときは、速やかに当該違反の是正その他の必要と認める措置を講ずるとともに、当該措置の内容を市長に報告しなければなりません。

16 特定公契約の解除等

市は次のいずれかに該当するときは、当該特定公契約を解除等（指定管理協定にあっては、指定の取消し又は期間を定めた管理の業務の全部若しくは一部の停止の命令。以下同じ。）をすることができます。また特定公契約を解除した場合において、市は特定受注者及び特定受注関係者に損害が発生してもその責任を負いません。

また不正、不誠実な行為等が認められる場合、立川市競争入札等参加停止基準に基づき、参加停止措置を行う場合があります。

【特定公契約の解除等事項】

- ア 報告の求めに応じなかったとき、若しくは虚偽の報告をしたとき、又は調査の拒否、若しくは虚偽の答弁をしたとき
- イ 是正命令に応じないとき

ウ 是正報告がされないとき又は是正報告に虚偽があったとき

17 公表

市長は、特定公契約の解除等をした場合、又は特定公契約の契約期間終了後に特定受注者若しくは特定受注関係者が、公契約条例の規定に違反していたことが判明した場合は次に掲げる事項を公表することができます。

市長は、公表しようとするときは、あらかじめ、当該特定受注者又は特定受注関係者に対し、意見を述べ、証拠を提示する機会を与えなければならないものとしています。

【公表する事項】

- (1) 特定公契約の件名及び締結の日（指定管理協定にあっては、その指定管理協定に係る公の施設の名称及び指定管理者の指定の日）
- (2) 特定受注者又は特定受注関係者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）
- (3) 特定公契約を解除した場合は、その解除日（指定管理協定にあっては、その指定管理協定に係る指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた日）及びその理由
- (4) 特定公契約の契約期間の終了後又は指定管理協定により指定管理者に管理を行わせる期間の満了後に条例の規定に違反していたことが判明した場合にあっては、その違反の内容
- (5) その他市長が必要と認める事項

18 損害賠償、違約金

特定受注者は、特定公契約の解除等によって市に損害が生じたときは、その損害を賠償しなければなりません。

また市長は、特定公契約の解除等をした場合は、特定受注者から違約金を徴収することができます。

19 特定労働者等の範囲

(1) 公契約条例の規定が適用される特定労働者等の範囲の例

<ul style="list-style-type: none"> ・受注者又は受注関係者に雇用され、適用契約等に係る業務に従事する者 ・指定管理者に雇用され、指定管理者が管理する当該公の施設の管理に係る業務に従事する者（正社員、日雇い労働者、パート、アルバイト、等）
<ul style="list-style-type: none"> ・労働者派遣法の規定により適用契約等に係る業務に派遣される者 ・労働者派遣法の規定により指定管理者が管理する当該公の施設の管理に係る業務に派遣される者
<ul style="list-style-type: none"> ・自らが提供する役務の対価を得るため、受注者又は受注関係者との請負の契約により適用契約等に係る業務に従事する者（いわゆる一人親方）
<ul style="list-style-type: none"> ・指定管理者が締結する当該公の施設の管理に係る平常的に行われる業務の委託に関する契約に係る業務に従事する者（「平常的に行われる業務」とは、「毎週1時間以上行われる業務」とします。）

* 特定労働者等は、受注者に雇用される者だけでなく下請負者、再委託業者に雇用される者を含みます。

(2) 次に掲げるものは公契約条例の規定が適用されない者の例

<ul style="list-style-type: none"> ・同居の親族のみを使用する事業又は事務所に使用される者及び家事使用人
<ul style="list-style-type: none"> ・労働者ではない者（ボランティア、会社役員等）
<ul style="list-style-type: none"> ・最低賃金法第7条の規定により最低賃金の減額の特例を受ける者 （ただし、使用者が都道府県労働局長の許可を受けている者に限ります。）
<ul style="list-style-type: none"> ・適用契約等に係る業務に直接従事しない者（事務員、材料の製造に従事する者等）
<ul style="list-style-type: none"> ・適用契約等に従事した時間が1か月あたり30分未満の者
<ul style="list-style-type: none"> ・工事又は製造の請負の契約の場合における現場技術者 （現場代理人、監理技術者、主任技術者）
<ul style="list-style-type: none"> ・指定管理者が管理する当該公の施設に係る工事請負契約のうち、発注者が当該指定管理者又は当該指定管理者の再委託業者である工事に従事する者

20 特定労働者等の労働報酬の定め方

特定公契約における労働報酬とは、受注者、受注関係者から特定労働者等に支払われる賃金等をいいます。

労働報酬下限額とは、公契約において、受注者及び受注関係者が特定労働者等に対して支払わなければならない賃金等の下限となる額で、1時間あたりを単位として決定します。

労働報酬が時間以外の期間又は出来高払制その他の請負制によって定められている場合における当該労働報酬の額を時間についての金額に換算する方法は、最低賃金法施行規則第2条の規定を準用します。

21 算定対象の賃金等

特定公契約における労働報酬とは、特定受注者、特定受注関係者から特定労働者等に支払われる賃金等をいいます。

契約の種類及び労働者に応じて労働報酬に算定する手当等は次のとおりです。

(1) 労働報酬の範囲

契約の種類及び労働者		算定対象とする手当等の例	算定対象としない手当等の例
工事又は製造の請負の契約	労働基準法第9条に規定する労働者であって熟練労働者	(1) 基本給相当額（基本給(定額給)、出来高給) (2) 基準内手当(家族手当(扶養手当)、通勤手当、地域手当、住宅手当、現場手当、技能手当、有給休暇手当、精勤手当)	(1) 各職種の通常の作業条件・内容を超えた特殊な労働に対する手当(突貫手当等) (2) 時間外割増賃金(時間外・休日・深夜) (3) 仕事がないために労働者を休業させたことに対する手当(休業手当)
	熟練労働者以外の労働者	(3) 実物給与※(通勤用定期・食事代) (4) 臨時の給与(賞与(期末手当、勤勉手当)、その他臨時の賃金等)	(4) 本来は経費にあたる手当(工具手当、車両手当、遠隔旅費手当、運転手当(送迎車運転手当)、赴任等手当、研修手当、携帯電話手当等)

	請負契約におけるいわゆる一人親方	受注者又は受注関係者との請負契約における請負代金（消費税及び地方消費税相当額を除く） 請負代金が、その業務に係る作業の出来高に応じて支払われる場合は、その額	調達した資材や持ち込んだ機械等に係る経費
工事又は製造以外の請負契約及び業務委託契約における労働者	下記の賃金のうち、当該公契約等において従事した作業に係る部分 (1) 基本給相当額（基本給） (2) 諸手当（職務手当、現場手当、技能手当等）	(1) 時間外割増賃金（時間外・休日・深夜） (2) 臨時の給与（臨時に支払われた賃金、1か月を超える期間ごとに支払われる賃金） (3) 諸手当（家族手当、通勤手当、住宅手当）	
指定管理協定における労働者			

※ 実物給与は、就業規則などで支払規定があるものに限られます。

※ 工事又は製造の請負の契約における熟練労働者及び熟練労働者以外の者の各手当等の詳細は、公共事業労務費調査連絡協議会の「公共事業労務費調査の手引き」にある手当の基準内手当・基準外手当の区分に準じています。

※ 工事又は製造以外の請負契約及び業務委託契約における労働者及び指定管理協定における労働者等の各手当等の詳細は、労働基準法第37条、労働基準法施行規則第20条及び第21条に準じています。

※ 労働報酬は、税金や社会保険料等を控除する前のものであり、手取り額ではありません。

※ 上記における手当等の名称は、法令で用いられる名称、一般的に用いられている名称であり、手当等の算定については、名称のみではなく支給実態等を考慮して判断してください。

※ 期末手当等、複数月分がまとめて支払われる手当の算定にあたっては、対応する月数で除して得た額を1か月の手当として算定してください。

(2) 労働報酬の算定方法

特定労働者等が1か月の中で、特定公契約等に係る業務とその他の業務に従事した場合、特定公契約等に係る業務に対して支払われた手当以外の労働報酬については、それぞれの業務に従事した労働時間の割合に応じて按分します。

22 労働報酬下限額の定め方（条例第7条関係）

労働報酬下限額は、立川市公契約審議会からの答申を踏まえ、市長が毎年定め、告示及び市公式ホームページ等で公表します。

労働報酬下限額は、工事又は製造の請負契約及び工事又は製造以外の請負契約並びに業務委託契約については、契約を締結した年度の労働報酬下限額を適用します。このため、複数年度に継続する場合、締結の翌年度以降に労働報酬下限額が改定された場合でもその適用は受けず、履行終了まで当初の労働報酬下限額を適用しますが、改定後の労働報酬下限額を適用するようご協力をお願いします。

※複数年度契約において、後年度の最低賃金が契約締結年度の労働報酬下限額を上回った場合は、契約変更等の協議をすることができます。

※指定管理者との協定に係わる労働報酬下限額については、その年度ごとに定める最新の労働報酬下限額を適用します。

【令和8年度 労働報酬下限額（工事又は製造の請負の契約）の定め方】

特定公契約の種類	労働者等の区分	労働報酬下限額の定め方
工事又は製造の請負の契約	熟練労働者・一人親方	東京都における公共工事設計労務単価（※1、2）に85%を乗じて得た額を1時間当たりの単価に換算した額
	熟練労働者・一人親方以外の労働者（※3）	東京都における軽作業員の公共工事設計労務単価（※1、2）に70%を乗じて得た額を1時間当たりの単価に換算した額

※1 公共工事設計労務単価とは、公共工事の積算に用いる単価（所定労働時間8時間当たりの単価）で、農林水産省及び国土交通省が毎年、公共工事に従事する労働者の都道府県別賃金を職種（51職種）ごとに調査し、その調査結果に基づき決定するものです。

※2 従事する労働者を51職種のどの職種に該当させたらよいかは、「公共事業労務費調査の手引（公共事業労務費調査連絡協議会）」に記載されている調査対象職種の定義・作業内容を参考にしてください。

※3 熟練労働者・一人親方以外の労働者とは、次に掲げる者をいいます。

- ア 労働者等の合意の下、見習い・手元等の労働者と使用者が判断するもの
- イ 年金等の受給のために賃金を調整している労働者

【令和8年度 労働報酬下限額（工事及び製造以外の請負契約並びに業務委託契約及び指定管理協定）の定め方】

特定公契約の種類	労働者等の区分	労働報酬下限額の定め方
工事及び製造以外の請負契約並びに業務委託契約	業務に従事する労働者	地域別最低賃金及び立川市職員給料表の会計年度任用職員を参考にした1時間当たりの単価 令和8年度 労働報酬下限額 1,320円
指定管理協定	業務に従事する労働者	地域別最低賃金及び立川市職員給料表の会計年度任用職員を参考にした1時間当たりの単価 令和8年度 労働報酬下限額 1,320円

23 公契約審議会

立川市公契約審議会について

- 1 市長の附属機関として、立川市公契約審議会（以下「審議会」という。）を設置します。
- 2 審議会は、次の各号に掲げる事項について市長の諮問に基づき審議します。
 - (1) 公契約条例の運用及び施行状況に関すること。
 - (2) 公契約条例の改正に関すること。
 - (3) 労働報酬下限額に関すること。
- 3 審議会は6人以内の委員で構成し、事業者団体関係者、労働者団体関係者及び学識経験者の中から市長が委嘱します。

24 その他

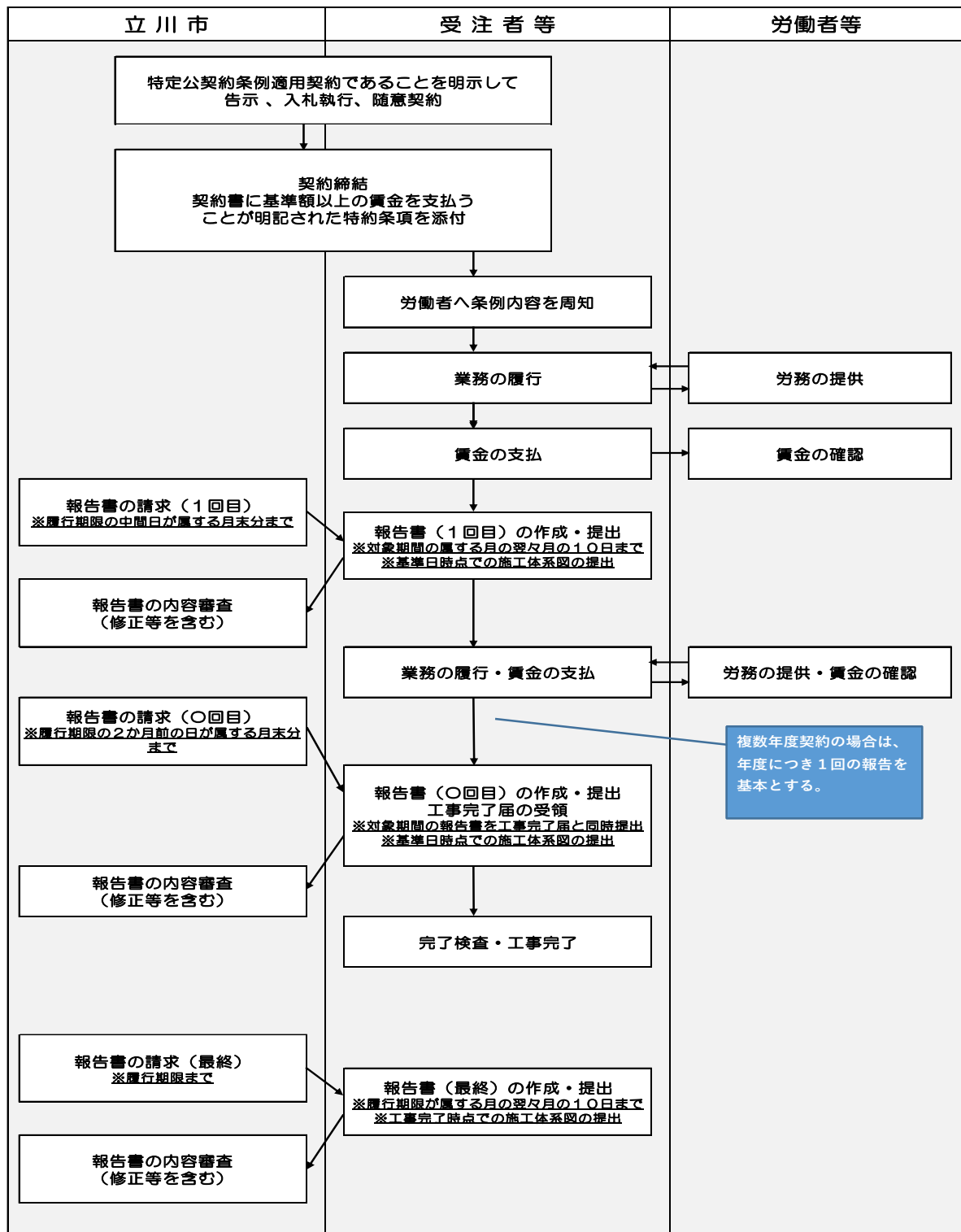
労働報酬下限額の公表

労働報酬下限額は市公式ホームページに掲載いたします。

立川市公契約条例 検索



特定公契約条例の適用となる契約案件の流れ（工事及び製造の請負契約）

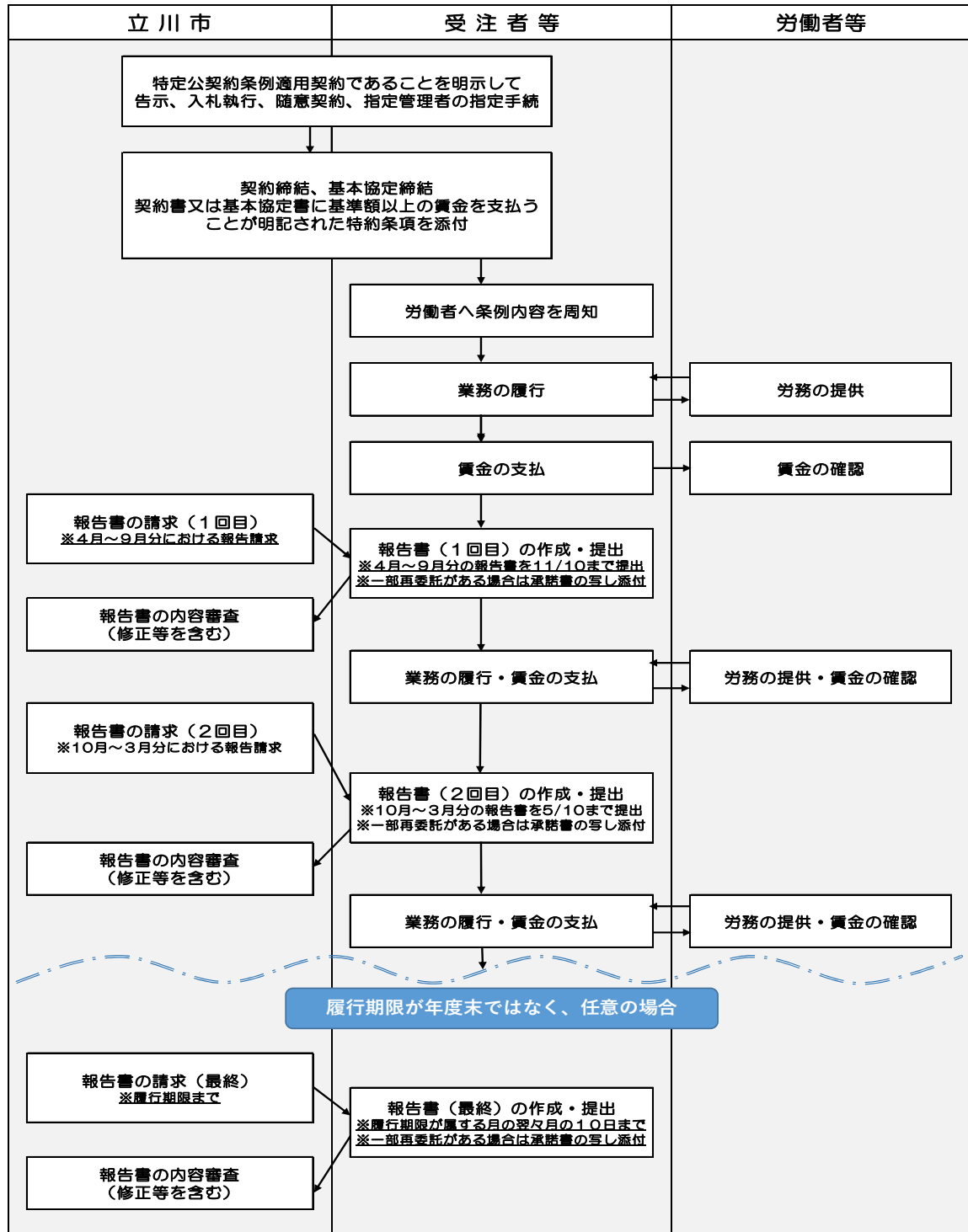


※複数年度契約の場合は、年度につき1回の報告を基本とし、上記報告とは別途に年度内（3月末日）までの報告書を5月10日までに提出してください。ただし、複数年度契約における最終年度の履行期限が年度初めから3か月未満（4月1日から6月末日）までの場合は、年度毎の報告を省略することができます。

※報告書の提出時期については上記を原則とし、適用が困難な場合は、案件毎に監督員等と協議して決定してください。

特定公契約条例の適用となる契約案件の流れ

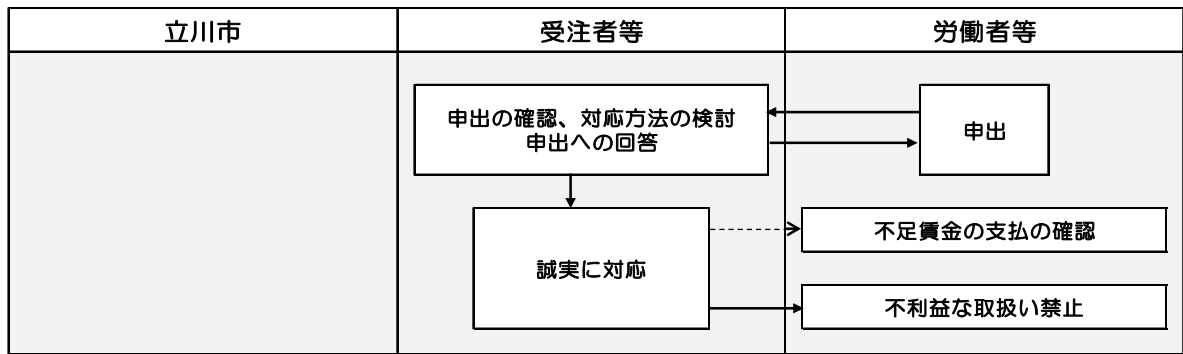
(工事又は製造以外の請負契約並びに業務委託契約・指定管理協定)



※工事又は製造以外の請負契約並びに業務委託契約・指定管理協定については通年契約となる場合が多数のため、報告の時期を半期に1度とします。履行期間が半期単位を下回る工期の契約の場合は、履行期限到来月の翌々月の10日までに対処期間の報告書を提出してください。

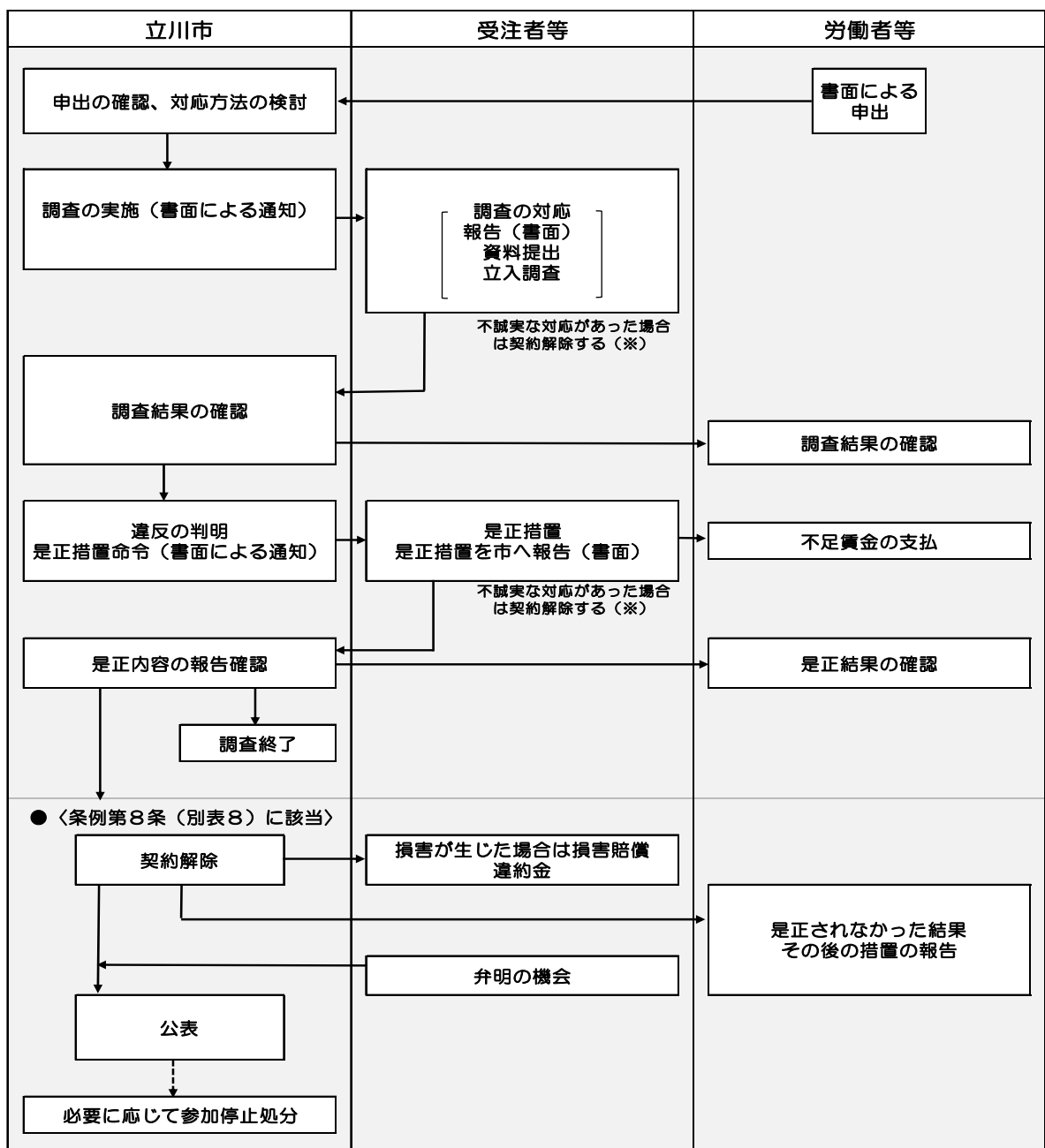
※報告書の提出時期については上記を原則とし、適用が困難な場合は、案件毎に担当者等と協議して決定してください。

特定公契約条例適用契約の流れ（基準額を下回る場合・受注者に申し出た場合）



特定公契約条例適用契約の流れ

（基準額を下回る場合・受注者に申し出たが、是正がなされない場合）



特定労働者等の労働条件等に関する事項の報告書（工事）

契約担当者宛

本件の履行に当たっては、労働基準法、労働安全衛生法その他関係法令を遵守し、次の事項について、事実と相違がないことを報告します。

契約件名											
受注者名						契約番号					
所在地						代表者名					
						現場代理人名					
報告年月日			年		月		日	第		回	

区分	確認項目					確認欄		
雇用契約	1	本業務の特定労働者等に対して適正な雇用契約を締結している。					はい・いいえ ・対象外	
	2	本業務の特定労働者等に対して就業規則を周知している。					はい・いいえ ・対象外	
	3	労働基準監督署に就業規則を届出している。					はい・いいえ ・対象外	
給与計算	4	給料（給与、各種手当を含む）は、所定の計算により定められた期間分を支給している。					はい・いいえ ・対象外	
	5	給料（給与、各種手当を含む）は、定められた支給日に支給している。					はい・いいえ ・対象外	
		給与支給日		日	その他（ ）			
労働時間管理	6	法定帳簿を備え、労務管理（労働時間、休暇・休日の取得状況）を確実にやっている。なお、法定帳簿の管理状況は以下のとおりである。					はい・いいえ ・対象外	
		法定帳簿	保管場所					
			責任者名					
建設業退職金共済への加入	7	建設業退職金共済に加入し、証紙を配布している。					はい・いいえ ・対象外	
下請業者	8	施工体系図を作成し、掲示している。					はい・いいえ ・対象外	
	9	下請業者との契約は、双方の協議による適正な手順を踏まえて下請代金を設定し、適正に行っている。					はい・いいえ ・対象外	
	10	下請業者の社会保険未加入対策を行っている。					はい・いいえ ・対象外	
公契約条例	11	下請業者への法令遵守指導及び労働報酬下限額以上の賃金等の支払いの要請を行っている。					はい・いいえ ・対象外	
	12	条例別表「6 特定労働者等への周知」に基づき、周知事項について掲示し、又は備え付け、及び書面を交付している。					はい・いいえ ・対象外	
	13	条例で定める労働報酬下限額以上の賃金等を支給している（別紙「職種別労働報酬下限額確認表」のとおり）。					はい・いいえ ・対象外	

確認欄が「いいえ」の場合は、その理由及び改善予定等を記入してください。

確認項目の番号	「いいえ」と回答した場合の理由及び改善予定等

資料3

別紙（職種別労働報酬確認表）

No.	業者名・所在地（元請、一次、二次等）		職種	労働報酬下限額 （円/時間）	左記の労働報酬 下限額以上の賃 金等を支給して
1	元請	「請負者・受託者名」欄の記載のとおり			はい・いいえ
		「所在地」欄の記載のとおり			
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					

注1：元請、下請業者ごとに職種別の賃金等の支給状況を記載してください。

注2：「業者名・所在地」欄は同一の場合、記載を省略することができます。

特定労働者等の労働条件等に関する事項の報告書（委託・協定）

契約担当者宛

本件の履行に当たっては、労働基準法、労働安全衛生法その他関係法令を遵守し、次の事項について、事実と相違がないことを報告します。

契約件名										
受注者名					契約番号					
所在地					代表者名					
					担当者名					
報告年月日			年		月		日	第		回

区分	確認項目						確認欄		
雇用契約	1	本業務の特定労働者等に対して適正な雇用契約を締結している。						はい・いいえ ・対象外	
	2	本業務の特定労働者等に対して就業規則を周知している。						はい・いいえ ・対象外	
	3	労働基準監督署に就業規則を届出している。						はい・いいえ ・対象外	
給与計算	4	給料（給与、各種手当を含む）は、所定の計算により定められた期間分を支給している。						はい・いいえ ・対象外	
	5	給料（給与、各種手当を含む）は、定められた支給日に支給している。						はい・いいえ ・対象外	
		給与支給日		日	その他（ ）				
労働時間管理	6	法定帳簿を備え、労務管理（労働時間、休暇・休日の取得状況）を確実にしている。なお、法定帳簿の管理状況は以下のとおりである。						はい・いいえ ・対象外	
		法定帳簿	保管場所						
		責任者名							
再委託	7	再委託先との契約において、双方の協議による適正な手順を踏まえて下請代金を設定し、適正に行っている。						はい・いいえ ・対象外	
公契約条例	8	再委託先への法令遵守指導及び労働報酬下限額以上の賃金等の支払いの要請を行っている。						はい・いいえ ・対象外	
	9	継続的な業務の場合、特段の事情がない限り、希望する者の継続雇用に努めている。						はい・いいえ ・対象外	
	10	条例別表「6 特定労働者等への周知」に基づき、周知事項について掲示し、又は備え付け、及び書面を交付している。						はい・いいえ ・対象外	
	11	条例で定める労働報酬下限額以上の賃金等を支給している。						はい・いいえ ・対象外	
	12	当該契約（委託・協定）に専ら従事する労働者等（再委託している場合は、再委託先の労働者を含む）のうち、最も低い賃金等の支払額は、別紙（労働報酬確認表）のとおりである。							

確認欄が「いいえ」の場合は、その理由及び改善予定等を記入してください。

確認項目の番号	「いいえ」と回答した場合の理由及び改善予定等

資料4

別紙（労働報酬確認表）

■ 立川市公契約条例施行規則第3条に掲げられている業務（建物総合管理業務を除く）の場合

該当する業務内容に☑印を記載し、当該契約に専ら従事する労働者等のうち、最も低い賃金等を記載してください。

業務内容		1時間当たりの賃金等
<input type="checkbox"/> 立川市放課後子ども教室くるブレ <input type="checkbox"/> 学校の用務業務 <input type="checkbox"/> 建物清掃業務	<input type="checkbox"/> 警備業務(機械警備業務を除く。)及び施設の受付業務 <input type="checkbox"/> 一般廃棄物(家庭ごみに限る。)の収集運搬業務 <input type="checkbox"/> 街路樹等の維持管理業務	円

■ 建物総合管理業務及び指定管理協定の場合

仕様書又は協定書に掲げられている業務内容及びその業務に専ら従事する労働者等の最も低い賃金等を記載してください。

No.	業務内容	1時間当たりの賃金等
1		円
2		円
3		円
4		円
5		円
6		円
7		円
8		円
9		円
10		円
11		円
12		円

令和8年度労働報酬下限額一覧

1 工事又は製造の請負契約

(1) 熟練労働者及び一人親方

(単位：円／1時間当たり)

	職 種	労働報酬下限額		職 種	労働報酬下限額
1	特殊作業員	3, 262	27	普通船員	3, 475
2	普通作業員	2, 869	28	潜水士	5, 600
3	軽作業員	1, 987	29	潜水連絡員	4, 059
4	造園工	2, 944	30	潜水送気員	3, 815
5	法面工	3, 570	31	山林砂防工	3, 454
6	とび工	3, 517	32	軌道工	6, 237
7	石工	3, 517	33	型わく工	3, 507
8	ブロック工	3, 443	34	大工	3, 252
9	電工	3, 645	35	左官	3, 592
10	鉄筋工	3, 592	36	配管工	3, 199
11	鉄骨工	3, 167	37	はつり工	3, 315
12	塗装工	3, 879	38	防水工	4, 059
13	溶接工	4, 049	39	板金工	3, 804
14	運転手(特殊)	3, 305	40	タイル工	2, 954
15	運転手(一般)	2, 720	41	サッシ工	3, 539
16	潜かん工	3, 964	42	屋根ふき工	—
17	潜かん世話役	4, 750	43	内装工	3, 655
18	さく岩工	4, 463	44	ガラス工	3, 549
19	トンネル特殊工	4, 017	45	建具工	—
20	トンネル作業員	3, 411	46	ダクト工	3, 199
21	トンネル世話役	4, 548	47	保温工	3, 039
22	橋りょう特殊工	3, 900	48	建築ブロック工	—
23	橋りょう塗装工	3, 879	49	設備機械工	2, 975
24	橋りょう世話役	4, 463	50	交通誘導警備員A	2, 179
25	土木一般世話役	3, 655	51	交通誘導警備員B	1, 987
26	高級船員	4, 219			

(2) 熟練労働者、一人親方に当たらない労働者等（見習い、手元等の労働者又は年金等の受給のために賃金を調整している労働者）

労働報酬下限額	1時間当たり 1, 637円
---------	----------------

2 工事又は製造以外の請負契約、業務委託契約及び指定管理協定

労働報酬下限額	1時間当たり 1, 320円
---------	----------------

問い合わせ一覧	
公契約条例の制度について	行政管理部品質管理課 TEL 042-523-2111 内線2449 E-mail hinshitsukanri@city.tachikawa.lg.jp
公契約条例の契約手続きについて	政策財務部契約課 TEL 042-523-2111 内線2714 E-mail keiyaku@city.tachikawa.lg.jp
報告書について (工事又は製造の請負契約)	工事担当課
報告書について (工事又は製造以外の請負契約 並びに業務委託契約)	発注担当課
報告書について (指定管理協定)	市長公室公共施設マネジメント課 TEL 042-523-2111 内線2130 E-mail k-manage@city.tachikawa.lg.jp
公契約条例相談ダイヤル ※条例第9条における申出	行政管理部品質管理課 TEL 042-523-0599